

## パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成21年(2009年)4月7日

素案の名称	箕面市市街化調整区域地区計画ガイドライン(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	市街化調整区域に関する都市計画の方針等として位置づけるにあたり、素案の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる
実施部署名	みどりまちづくり部 まちづくり政策課
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部まちづくり政策課 担当 上岡 (電話:072-724-6810)
公表内容	(1)箕面市市街化調整区域における地区計画ガイドライン (2)概要説明資料 (3)用語の解説
素案の閲覧方法と閲覧場所	(1)ホームページ (アドレス <a href="http://www2.city.minoh.osaka.jp/MACHI/home.html">http://www2.city.minoh.osaka.jp/MACHI/home.html</a> ) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策課 (箕面市役所 別館4階 46番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 14番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)西南図書館、桜ヶ丘図書館、中央図書館、萱野南図書館、東図書館、みのお市民活動センター (2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (5)は、施設の閉館日、開館時間
意見等の提出期間	平成21年(2009年)4月15日から5月14日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所 別館4階 46番窓口) (2)郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号) (3)ファクシミリによる送付 (FAX 072-722-2466) (4)電子メールによる送付 (Email : machi@maple.city.minoh.lg.jp)  閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出できるか	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)素案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意見等を提出する際の必要記載事項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)及び(6)に該当するかたにあっては、名称及び所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。  公表期間：平成21年(2009年)8月(予定) 意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
備考	